

## 越前市住宅用地等購入資金利子補給金交付要綱

(平成19年越前市告示第59号の8)

(目的)

第1条 この要綱は、市街地への定住の促進を図るため、住宅用地の購入及び自己用住宅の新築のため金融機関から融資を受けた市民に対し、越前市住宅用地等購入資金利子補給金(以下「補給金」という。)を予算の範囲内において交付することについて、越前市補助金等交付規則(平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 市長は、住宅用地を購入し、そこに自己用住宅を新築(建売住宅(新たに造成されたものに限る。))を購入する方法による場合を含む。以下同じ。)した者であって、次の各号のいずれにも該当するものに対し、予算の範囲内において補給金を交付するものとする。

(1) 18歳以上の者であること。

(2) 購入した住宅用地が、次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア 中心市街地活性化基本計画に定める区域内の宅地

イ 組合施行土地区画整理事業保留地

ウ 用途地域内の一般公募公有地

(3) 購入した住宅用地が自己用住宅地であり、新築住宅の延べ床面積が50平方メートル以上、280平方メートル未満であること。

(4) 第4条第1項に規定する交付認定に係る申請をした日における当該住宅用地の購入及び自己用住宅の新築に係る借入金が、次のア及びイのいずれにも該当するものであること。

ア 借入金の額が1,000万円以上であること。

イ 償還期間が10年以上であること。

(5) 当該住宅用地の購入契約日が平成19年4月1日以降であること。

(6) 当該住宅用地の購入契約日から起算して3年以内に自己用住宅を新築し、居住している者であること。

(7) 市税に滞納がないこと。

( 補給金の額等 )

第3条 補給金の補給対象は、住宅用地の購入及び自己用住宅の新築に関し、別表に掲げる金融機関から融資を受けた資金に係る支払利子とする。

2 補給金の交付の対象とする支払利子は、融資を受けた日以降にある最初の償還日が属する月(この月が第4条第1項に規定する交付認定を受けた前年度の12月以前にあるときは、当該交付認定を受けた前年度の1月)から起算して60ヶ月を経過するまでの期間(以下「交付対象期間」という。)において支払った利子とする。

3 当該年度において交付する補給金の額は、次の式により算出した額以内(この額が100,000円を超えるときは、100,000円)とする。

当該年度の初日の属する年の1月から12月までに支払った利子の額(交付対象期間において支払った利子の額に限る。)×(1.0%÷(融資金の年利率又は1.0%のいずれか高い利率))(100円未満の端数切捨て)

4 次条第4項に規定する年度を通算して交付する補給金の額の上限は、500,000円とする。

( 補給金の認定 )

第4条 補給金の交付申請を行おうとする者は、交付申請を行う前に、越前市住宅用地等購入資金利子補給金交付認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)により、補給金の交付対象者としての認定(以下「交付認定」という。)を市長に申請しなければならない。

2 認定申請書には、次に掲げる書類(組合施行土地区画整理事業保留地の場合にあっては、第4号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。

(1) 約定償還表(交付対象期間の償還予定がわかるもの。)の写し

(2) 建築確認済証の写し

(3) 土地売買契約書の写し

(4) 土地登記簿謄本

(5) 建物登記簿謄本

(6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請があったときは、その適否を審査し、越前市住宅用地等購入資金利子補給金交付認定・否認通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

4 補給金の交付認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、交付認定を受けた年度から起算して連続6か年度（交付対象期間の起算月が1月である場合は、5か年度）、補給金の交付申請を行うことができる。

（補給金の交付申請）

第5条 補給金の交付認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、毎年1月31日までに、越前市住宅用地等購入資金利子補給金交付申請書（様式第3号）に前年の12月31日現在の融資残高証明書（様式第4号）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補給金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、次に掲げる要件その他必要な事項について審査及び調査を行い、補給金の交付の可否を決定するものとする。

(1) 支払利子の償還がなされていること。

(2) 当該自己用住宅に居住していること。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(3) 第2条各号の要件を満たしていること。

2 市長は、前項の規定により補給金の交付の可否を決定したときは、速やかに越前市住宅用地等購入資金利子補給金交付決定・否決通知書（様式第5号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金等の額の確定）

第7条 この要綱の規定により補給金の交付が決定したときは、第5条の規定により提出された利子補給金交付申請書は交付規則第13条に定める補助金等実績報告書と、前条第2項の規定により申請者に通知された利子補給金交付決定通知書は交付規則第14条に定める補助金等確定通知書とみなす。

（事業の廃止）

第8条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するとき（市長が特別の事情があると認めるときを除く。）は、交付規則第8条第3項の規定による廃止届出を

行うほか、遅滞なく越前市住宅用地等購入資金利子補給金事業廃止届（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 当該住宅用地又は自己用住宅を譲渡しようとするとき。

(2) 当該自己用住宅に居住しなくなるとき。

2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る補給金の交付認定は、なかったものとみなす。ただし、既に交付を受けた補給金に係る部分についてはこの限りでない。

（交付の認定の取消し）

第9条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付の認定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) 詐欺その他不正の行為により補給金の交付を受けたとき。

(3) 市長の承認を受けることなく当該住宅用地又は自己用住宅を譲渡し、又は当該自己用住宅に居住しなくなったとき。

（その他）

第10条 交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補給金の交付の決定を受けた者に係る補給金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年越前市告示第11号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年越前市告示第44号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の越前市住宅用地等購入資金利子補給金交付要綱第4条第3項の規定による越前市住宅用地等購入資金利子補給金交付決定通知を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年越前市告示第29号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福井銀行

越前たけふ農業協同組合

北陸銀行

武生信用金庫

福井信用金庫

福邦銀行

北陸労働金庫

福井丹南農業協同組合

住宅金融支援機構